

# 生活困窮者への就労機会の提供、地域社会への貢献を 考えてみませんか？



就労訓練事業（生活困窮者自立支援制度）

## 協力事業所募集中！

生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から始まりました。この制度は、「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で、生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度です。この制度の中には、事業者の方に、「就労の機会・就労の場」を生活困窮者に提供していただく「就労訓練事業」があります。

津山市では、個々の状況に応じた就労支援を研究しており、就労体験や支援付きの雇用を受け入れてくださる事業所を探しています。

### 生活困窮者のため

生活困窮者は、一人ひとりが様々な困難を抱えていて、それぞれが目指す自立のかたちも異なりますが、就労が可能な方については、地域において就労できるよう支援をしていくことが大切になります。

### 地域のため

労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、「社会の支え手」を一人でも多く増やしていく必要があります。

### 自らの事業所のため

働く上で様々な配慮が必要な方を受け入れることにより、作業効率の改善、職場環境の改善などが見込まれ、このことは、従業員の定着、人材育成にもつながることが期待されます。

## 《お問い合わせ先》

津山市社会福祉事務所 津山市自立相談支援センター

〒708-8501 津山市山北520番地

電話：0868-32-2133 FAX：0868-32-2153



## よくある質問 Q&A

### 問:協力した事業所に対する支援は?

就労訓練事業は、民間事業者の自主事業として位置づけられているため、運営費等について自治体からの財政支援はありません。社会福祉法人等が県知事から訓練事業所としての認定を受け、一定の要件で取り組む場合は、税制上の軽減措置を受けられる場合があります。

### 問:対象者はどのような人?

すぐには一般企業等で働くことが難しいと思われる、長期離脱者、就職した経験がない方、コミュニケーションが苦手な方などです。

### 問:利用者の受け入れ期間、雇用形態は決められていますか?

利用者の受け入れ期間については、特段制限はありません。雇用形態は、「雇成型」と「非雇成型」のいずれかです。

「雇成型」… 雇用契約を結んだ支援付きの就労。一般労働者と同様に労働基準関係法令の適用対象となります。

「非雇成型」… 雇用契約を結ばず、訓練として就労を体験する。

### 問:事業の実施にあたって、どのような支援体制が必要ですか?

支援の担当者（就労支援担当者）を1名以上配置していただく必要があります。この担当者は、必ずしも専任である必要はなく、他の業務も兼務することが可能です。